

令和6年度第8回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月27日(水)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 野谷 | 和雄 | 8番 | 内山 | 昌代 |
| 2番 | 松崎 | 博 | 9番 | 鈴木 | 透 |
| 3番 | 欠 | 番 | 10番 | 井上 | 昌之 |
| 4番 | 小林 | 茂 | 11番 | 中村 | 隆一 |
| 6番 | 野谷 | 茂 | 12番 | 橘川 | 均 |
| 7番 | 水島 | 寿徳 | | | |

4 欠席委員

5番 香坂 政博

5 事務局職員出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 小宮 | 正嗣 |
| 副主幹 | 剣持 | 貴宏 |

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

6番 野谷 茂 7番 水島 寿徳

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

- 第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第13号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。本日もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
それでは令和6年度、第8回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第8回総会の議事録署名委員につきましては、6番野谷茂委員、7番水島委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された農地は、地図1のとおり二宮西中学校の北側の位置にある土地などを含めまして、山西地区内で合計4筆となっております。

なお、相手側への届出の受理通知書については、11月5日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での第5条による転用1件の届出を受理しております。

土地の場所については、関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは二宮高校の北側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、10月23日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第11号、前回継続審議となっており、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第11号朗読 —

【議長】

続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくお願いします。

【委員】

11月21日に山西・川勾地区農業委員及び事務局で現地確認をいたしました。

対象地は、二宮町町民運動場の南側にある農業振興地域の農地3筆の内、転用する面積の合計は290㎡です。

譲受人が行う道路構造物の補修工事に伴い、仮設工事用地として使用するため一時転用するもので、前回総会でお話のあった現地の状況としては農地に復元されていまして、事業計画や周囲の状況から見ても転用は問題ないと思われま

す。よろしくお願

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第11号について、補足説明いたします。

本件は、前回総会の議案第9号である農地法第5条の規定による許可申請について継続審議としたため、本総会にてあらためて審議をお願いするものです。

なお、前回総会でお話のありました現地の使用については、委員からの現地確認報告にもございましたとおり農地に復元されておりますので、ご承知おきいただければと存じます。

市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会としては許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになって

います。関係資料をご覧ください。1ページに許可申請書、2ページに位置図、3ページから5ページに計画図等の図面、6ページに転用理由書、7ページに事業計画書を添付して

おります。本案件は、二宮町が実施する道路法面の補修工事に伴い、仮設工事用地が必要となったことによる農地の一時転用となり、隣接地に土砂等が流出するなどの被害が発生しないよう敷き鉄板等を設置する計画になって

おります。なお、期間は許可日から令和7年3月31日までとなっております、工事終了後には農地に

復元することになっております。

補足説明は以上です。ご審議をよろしく願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。

【議長】

続きまして、議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第12号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

川勾地区の報告について、野谷副会長、よろしくお願いします。

【委員】

11月21日に山西・川勾地区農業委員及び事務局で、借受予定者立会いのもと対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川勾の前畑に位置する農業振興地域の農地で、面積は1,151㎡のうち113㎡です。

借受予定者から聞いた営農計画によると、借受予定地では主に露地野菜を栽培することでした。

借受予定者が町内で耕作する農地は、いずれも適切に耕作され、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。

以上です。よろしくお願いします。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第12号について、補足説明いたします。

本案件は、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第12号関係資料をご覧ください。

No. 1は、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを12ページと13ページに添付しております。

位置図を見ていただきますと、太線で囲まれている農地は既に借りられておりますので、今回の計画により、ひと筆全部を借りられるということになります。

賃借期間についても今回は半年と短いですが、以前から借りられている部分に合わせた更新となっておりますのでご了承いただきたいと存じます。

利用目的としては、現在、利用権の設定を受けている農地を拡大して露地野菜を作付けする予定となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われまます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

【議長】

続きまして、議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第13号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。
一色地区の報告について、井上委員、お願いします。

【委員】

8月27日の農地パトロールにおいて、一色地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象地の場所は、一色の西峯の2筆、林ノ脇の2筆及び御堂ノ上の4筆の計8筆となっております。

対象地では、みかん等が栽培されており、農地として適切に利用されていきました。
以上です。よろしくをお願いします。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、説明いたします。

本案件は、相続税の納税猶予制度によるものです。相続税の納税猶予制度とは、農地を相続した相続人が当該農地を農地として利用していく場合、相続税の猶予を受けられる制度です。

平成21年以降に特例を受けた方は、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、届出には農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。

本案件につきましては、平成21年以降に特例を受けた案件であり、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が申請されたことによる議案となります。

議案第13号関係資料をご覧ください。当案件の地図を添付しております。

申請者は平成21年に一色の農地8筆、面積合計7,355㎡について納税猶予の特例の適用を受けております。

対象地は、委員からの現地確認報告にもございましたように、みかん等が栽培され、適正に管理されていきました。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時55分閉会